



平成 24 年 2 月 23 日

各 位

会社名 明星電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 上澤 信彦
(コード番号 6709 東証第2部)
問合せ先 常務取締役 小谷 雅博
(TEL 03-3814-5115)

第一種優先株式の取得および消却に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 23 日開催の取締役会において当社が発行する第一種優先株式について下記のとおり強制取得日を定め、普通株式と引換えに第一種優先株式を全部取得することを決議いたしましたのでお知らせ致します。また、取得する第一種優先株式につきましては、会社法第 178 条の規定に基づき強制取得日同日に消却致しますので、併せてお知らせいたします。

尚、平成 24 年 1 月 28 日の「第一種優先株式に関するお知らせ」において第一種優先株主から平成 24 年 1 月 27 日までに取得請求がなかった旨、平成 24 年 1 月 28 日以降の取締役会で第一種優先株式の強制取得日を定め第一種優先株主に対し普通株式と引換えに第一種優先株式の取得をすることができることとなった旨をお知らせしております。

記

1. 対象となる株式の種類及び数

(1) 取得する株式と数

第一種優先株式 3,537,735 株

(2) 普通株式と引換えに第一種優先株式を取得する日（強制取得日）

平成 24 年 3 月 9 日

(3) 第一種優先株式を取得するのと引換えに交付される普通株式数

第一種優先株式 1 株の払込金相当額を強制取得日に先立つそれぞれ 30 取引日、60 取引日および 90 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額で除して得られる数の普通株式を交付いたします。交付すべき普通株式のうち、1 株に満たない端数については会社法第 234 条に従ってこれを取り扱います。

2. 第一種優先株式の消却

平成 24 年 3 月 9 日に取得する第一種優先株式は、同日付で消却します。

【ご参考】

1. 普通株式と引換による第一種優先株式の取得条項の内容

平成 24 年 1 月 27 日までに取得請求のなかった第一種優先株式は、その翌日以降に開催される取締役会で定める日（以下「強制取得日」という。）をもって、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を強制取得日に先立つそれぞれ 30 取引日、60 取引日および 90 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式

の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額で除して得られる数の普通株式となる。

2. 仮に強制取得日を平成 24 年 2 月 20 日とした場合の第一種優先株式の取得と引換えによる普通株式の発行株式数の状況をご参考として以下に示します。

[参考値]

(1) 仮に第一種優先株式の強制取得日を平成 24 年 2 月 20 日とした場合

- ・第一種優先株式 1 株の払込金相当額 424 円
- ・強制取得日に先立つそれぞれ 30 取引日、60 取引日および 90 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額 85.3 円

①取得の相手方、株式数及び発行株式数

相手方	取得株式数 (第一種優先株式)	交付株式数 (普通株式数)
第一種優先株主	3,537,735 株	17,584,989 株

※交付される普通株式は、自己株式（232,784 株（平成 24 年 1 月末時点））及び新株の発行によるものとします。

②取得後の発行済普通株式数

株式の種類	取得前	取得後
普通株式数	116,269,350 株	133,621,555 株

当社が発行する第一種優先株式の具体的内容につきましては、有価証券報告書等をご参照ください。

以上